

人吉市上下水道料金徴収事務等業務委託に係る公募型プロポーザル方式実施要領

(目的)

第1条 この要領は、本市が上下水道料金徴収事務等業務を委託（以下「委託業務」という。）するにあたり、事務の効率化と利用者サービス等の一層の向上を図るため、検針・収納等に関連する業務を行い得る能力を有する民間事業者の中から、業務に対する意欲、資質及び技術能力等が最も優れた者（以下「受託候補者」という。）を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

(委託業務の執行場所及び業務区域)

第2条 委託業務の執行場所は、人吉市水道局内に事務所を置き、上水道の給水区域及び公共下水道の処理区域とする。

(委託業務の内容)

第3条 委託業務の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受付・窓口業務
- (2) 検針業務
- (3) 開閉栓業務
- (4) 収納業務
- (5) 滞納整理業務
- (6) 給水停止業務
- (7) 水道メーター管理業務
- (8) 調定業務
- (9) 前各号に係る電算処理業務
- (10) その他関連する業務

(委託期間)

第4条 委託期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとする。

2 契約締結日から令和2年3月31日までの期間は準備期間とし、当該期間に係る経費については、受託者の負担とする。

(予算限度額)

第5条 委託期間における本委託業務の予算限度額は248,350千円（消費税及び地方消費税を除く。）とする。なお、当該金額は契約（予定）金額を示すものではなく、予算の規模を示すためのものである。

2 委託業務に係る提案見積金額は、前項に掲げる予算限度額を超えてはならないものとする。

(参加募集)

第6条 プロポーザルへの参加募集は、人吉市公告式条例（昭和25年人吉市条例第37号）第2条第2項に規定する掲示場において公告するとともに、人吉市ホームページにおいて閲覧に供するものとする。

(参加資格)

第7条 プロポーザルに参加できる者は、プロポーザル参加申出時において、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 公告日において、人吉市一般競争（指名競争）参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始を申し立てた者若しくは決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始を申し立てた者若しくは決定を受けた者でないこと。
- (4) 人吉市工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成6年人吉市告示第52号）第2条又は第3条の規定による指名停止処分を受けていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある者でないこと。
- (6) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (7) 水道事業又は水道事業以外の事業において、受付、検針、収納（滞納整理を含む。）に係る一連の業務を平成26年度以降に2年以上継続して受託した実績を有する者であること。
- (8) プライバシーマーク等の情報セキュリティ関連認証を取得している者であること、又は個人情報保護方針を定めている者であること。

(選定委員会の設置)

第8条 プロポーザルにおける参加資格審査及び受託候補者の選定を行うため、人吉市上下水道料金徴収事務等業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、審査を行う。

(参加申込及び辞退)

第9条 プロポーザルへの参加申込を希望する事業者（以下「参加申込事業者」という。）は、参加申込書（様式第1号）を所定の期限までに人吉市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

2 参加申込書の提出方法は、持参又は郵送、宅配便によるものとする。

3 参加申込事業者は、次に定める書類を参加申込書に添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 参加資格要件に関する誓約書（様式第2号）

(2) 会社概要関係書類

所在地、資本金、事業内容、従業者数、営業所等が確認できるもの（パンフレットの使用も可）

(3) 法務局が発行する法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書及び定款の写し

(4) 直近2か年の会計年度の財務関係書類（貸借対照表及び損益計算書）

- (5) 受託実績を証する契約書の写し（任意の一契約）
- (6) 国税及び地方税に滞納がないことの証明書
- (7) プライバシーマーク等の情報セキュリティ関連認証を取得していることを証明できる書類の写し、又は個人情報保護方針の写し

※(3)及び(6)の証明書については、各発行官公署において定めた様式で発行されたもので、公告日以降に証明されたものとする。

4 参加申込事業者は、プロポーザル参加辞退届の提出により、参加を辞退することができる。

（参加資格審査及び審査結果通知等）

第10条 選定委員会は、参加申込事業者から提出された参加申込書及び添付書類をもとに、参加申込事業者が満たすべきプロポーザルへの参加資格について審査を行う。

2 市長は、選定委員会の審査の結果、プロポーザルへの参加資格を有すると認めた参加申込事業者に対し、資料の閲覧日時及びこれに対する質問受付期間を記載したプロポーザル参加要請書により、参加を要請するものとする。

3 市長は、選定委員会の審査の結果、プロポーザルへの参加資格を有しないと認めた参加申込事業者に対し、プロポーザル参加資格審査結果通知書により、プロポーザルへの参加を認めない旨を通知するものとする。

（資料の閲覧）

第11条 前条第2項の規定により、プロポーザルへの参加要請を行った事業者（以下「参加事業者」という。）に対し、日時を指定し、業務提案書及び提案見積書の作成に必要な資料の閲覧を実施するものとする。なお、指定日時以外の資料の閲覧は認めないものとし、参加しなかった場合は、資料の閲覧の必要がないと判断したものとみなす。

2 資料の閲覧は、事前に閲覧申込書を提出のうえ行うものとする。

3 資料の閲覧に際し、資料の持ち出しは認めない。

4 資料の閲覧において知り得た情報は、他に漏らしたり、業務提案書作成以外に使用してはならない。

（業務提案書等の提出）

第12条 参加事業者は、本実施要領及び別に定める募集要領に従い、次に定める項目についての業務提案書等を作成し、所定の方法により期日までに提出しなければならない。

(1) 会社概要（所在地、資本金、事業内容、従業者数、営業所等が確認できること。）

(2) 直近2か年の会計年度の財務関係書類（貸借対照表及び損益計算書）

(3) 受託実績表

(4) 情報セキュリティ等に関する公的認証の取得状況等調書

(5) 業務実施方針及び業務実施体制

(6) 受付・窓口業務に関する考え方及び技術提案

(7) 検針業務及び開閉栓業務に関する考え方及び技術提案

(8) 収納業務に関する考え方及び技術提案

- (9) 滞納整理（給水停止等を含む。）業務に関する考え方及び技術提案
 - (10) 研修体制及び苦情対応に関する考え方
 - (11) 個人情報保護に関する考え方
 - (12) 防災、災害及び緊急時等危機管理に関する考え方
 - (13) 地域貢献（地元雇用等）に関する考え方
 - (14) その他上記以外の業務提案
- 2 業務提案書は、日本語を使用し、日本工業規格A 4版縦置き横書き両面印刷で左綴りで作成し、正本1部、副本10部を提出するものとする。A 3版を使用する場合は、折綴りとする。業務提案書の様式は、指定するもの以外は任意とする。
 - 3 業務提案書に、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間に係る提案見積書及び各年度別の積算内訳書を添付するものとする。なお、提案見積書において、明確な根拠のない年度ごとの差異は認めない。
 - 4 業務提案書等の作成に係る費用については、参加事業者の負担とする。
 - 5 業務提案書等の提出先は、人吉市水道局上水道課とする。

（質問の受付等）

- 第13条 参加事業者は、業務提案書等の作成に係る質問をプロポーザル質問書により行うことができる。
- 2 前項に規定する質問は、募集要領に定める方法により、当該要領が定める期限までに行わなければならない。
- 3 市長は、参加事業者から第1項に関する質問を受けたときは、募集要領に定める方法により、当該質問に対する回答を行うものとする。

（プロポーザルの審査評価方法等）

- 第14条 プロポーザルの審査は、選定委員会が各参加事業者から提出された業務提案書及び提案見積書の内容をもとに、提案内容等に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行った後、別に定める人吉市上下水道料金徴収事務等業務委託受託候補者審査評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき行うものとする。
- 2 審査は、各参加事業者の業務提案書等の各項目について評価採点を行い、評価基準総得点が6割以上かつ最も高い者を受託候補者として選定する。
- 3 評価基準総得点が最も高い参加事業者が2者以上ある場合は、当該参加事業者の評価項目の「業務実施方針及び業務実施体制」の得点が高い方を第1順位とし、さらに同点の場合は、以下「収納業務に関する考え方及び技術提案」の得点が高い方、次いで「滞納整理業務に関する考え方及び技術提案」の得点が高い方の順で上位とする。
- 4 参加事業者が1事業者のみの場合であっても、本プロポーザルは成立するものとし、審査方法については、第2項と同様とする。

（選定結果の報告）

- 第15条 選定委員会は、選定結果を市長に報告しなければならない。

(受託候補者の決定及び通知)

第16条 市長は、前条の報告を受け受託候補者を決定する。

2 市長は、受託候補者に選定された参加事業者に対し、受託候補者に決定された旨を、プロポーザル選定結果通知書により通知する。

(非選定結果の通知)

第17条 市長は、受託候補者に選定されなかった参加事業者（以下「非選定事業者」という。）に対し、受託候補者に決定されなかった旨を、プロポーザル非選定結果通知書により通知する。

2 非選定事業者は、市長に対し非選定となった理由の説明を求めることができる。なお、当該要求は所定の期限までに書面をもって行わなければならない。

3 市長は、前項の規定による説明要求があった場合は、当該参加事業者の評価得点及び順位に限り書面により交付する。

(プロポーザルの瑕疵)

第18条 選定委員会は、プロポーザルにおいて参加事業者の参加資格等及び提出書類等に瑕疵があると判明したときは、その瑕疵について協議のうえ、参加事業者の取扱いを決定するものとする。

2 選定委員会は、必要に応じて参加事業者に対し、前項の瑕疵についてヒアリングを行うことができる。

3 市長は、第1項の瑕疵が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性及び公平性を著しく損なう恐れがあると認めた場合は、既に決定した事項を取り消すことができる。

(失格要件)

第19条 参加申込事業者又は参加事業者が次の各号に掲げる事由に該当した場合は、審査結果等にかかわらず既に決定した事項を取り消し、失格とすることができる。

(1) 提出書類等に虚偽の記載があった場合

(2) 提出書類等に不備があった場合又は指示した事項に違反した場合

(3) プロポーザルへの参加資格要件を満たしていない場合又は満たすことができなくなった場合

(4) プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかった場合

(5) 提示した予算限度額を上回る価格で提案見積書を提出した場合

(委託契約)

第20条 市長は、受託候補者に決定した者と契約金額等契約条件について協議のうえ、業務委託契約を締結する。

2 業務委託契約の条件等については、仕様書及び業務提案書の内容を基本として、市長と受託候補者との協議により定めるものとする。

3 受託者は、円滑に受託業務を行うことができるように自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。

4 契約締結日は、令和元年12月2日以降とする。

(次順位の繰上げ)

第21条 市長は、受託者に委託契約を履行することができない事由が生じた場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加事業者のうち、評価基準総得点が上位であったものから順に当該業務委託の交渉を行うことができる。

附 則

- 1 この要領は、令和元年8月1日から施行する。
- 2 この要領は、受託者と当該委託契約を締結した日をもって廃止する。